業務委託基本契約書

甲	住所: 東京都渋谷区神南 1-10-6 氏名: カメラブ株式会社 代表取締役 高坂 勲
Z	住所:
契約締結日	
業務の範囲	(ただし、甲の事業所までの移動時間を除く。)①② その他甲乙で合意した業務③ 前記各号に附帯関連する業務
委託料	(作業場所への交通費については委託料に含まれるものとする。)
特記事項	

各当事者は、業務の委託等に関する基本的な事項について、次のとおり業務委託基本契約 (以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲が乙に委託し、乙が受託する業務に関し、別途締結する個別の契約(以下「個別契約」という)に対し、共通に適用される取引条件を定めることを目的とする。

第2条(業務の範囲)

甲は、乙に対し上記表のとおりの業務(以下「本件業務」という。)の遂行に充てることを委託し、乙はこれを受託する。

第3条 (個別契約の成立)

- 1. 個別契約は、甲が発注書を乙に交付し、乙がこれを承諾することにより成立する。なお、 当該個別契約は電子メール等により成立させることができるものとする。本契約に基づ く取引が下請法の適用対象となる場合は、乙は、電子メールによって本契約に基づく個 別契約を成立させることができることをあらかじめ承諾するものとする。
- 2. 本契約と個別契約の定めが矛盾又は抵触する場合は、別途甲乙間で書面をもって合意した場合を除き、本契約の規定を優先して適用するものとする。
- 3. 乙は、第1項に定める個別契約の成立時点以前に、本件業務における作業を先行して実施してはならない。

第4条(業務従事者の選定又は管理)

本件業務に従事する乙の技術者(以下「業務従事者」という)の選定、変更、指示及び管理については、全て乙が行うものとし、乙が業務従事者の行為について、全責任を負うものとする。

第5条(再委託)

- 1. 乙は、本件業務の全部又は一部を、甲の書面または双方が合意した方法による電磁的措置による承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- 2. 前項の定めに従い、乙が本件業務を第三者に再委託する場合であっても、乙は、本件業務を遂行する上での甲に対する責任を免れない。

第6条(仕様書)

- 1. 乙は、甲乙双方で協議の上定める本件業務に関する対象業務、作業内容、実施スケジュールの細目、納入するべき成果物等を定めた仕様書(以下「仕様書」という)に基づき本件業務を遂行するものとする。
- 2. 仕様、工数その他仕様書の内容につき、修正、変更又は追加の必要が生じた場合及び疑義が生じた場合、甲及び乙は、直ちに協議を行った上で決定するものとする。この場合において、甲は、甲乙協議し合意の上で決定した追加費用のみ乙に対して支払うものとする。

第7条(進捗状況の報告、監査)

- 1. 乙は、本件業務の進捗状況につき、定期的に又は甲から請求があった場合は遅滞なく甲に報告し、甲の要請があるときはその指示に従うものとする。
- 2. 甲は、事前に乙に通知の上、乙の営業時間内に乙の事務所に立ち入り、本件業務の進捗状況について自ら又は第三者をして監査することができる。

第8条(業務遂行に必要な消耗品、機材等)

- 1. 本件業務の遂行に必要な消耗品、機材等(以下「機材等」という)は、乙が調達するものとする。但し、甲の指定する機材等の使用を必要とする場合は、この限りでない。
- 2. 甲が乙に対して機材等を貸与した場合、乙は、甲より貸与された機材等を善良な管理者の注意をもって保管及び管理し、本件業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 3. 乙は、甲より貸与された機材等を本件業務の遂行以外の目的で複写、複製、編集等を行 わないものとする。

4. 乙は、甲より貸与された機材等について、本件業務終了後又は甲からの要請があった場合は、速やかに返却又は破棄するものとする。

第9条(セキュリティ対策等)

- 1. 乙は、甲より別途提示されるセキュリティ対策に関する指示書の内容を確認、遵守し、 本件業務を遂行するものとする。なお、当該セキュリティ対策指示は、本件業務におけ る遵守すべきセキュリティ対策の最低限のものであり、乙は、本件業務の受託者におけ る善良な管理者としての注意義務のもと、十分なセキュリティ対策実施を行うよう努め るものとする。
- 2. 前項の指示書の内容は適宜更新され、その都度甲より乙に対し書面、電子メールその他適切な手段により通知されるものとし、乙は、これに従うものとする。
- 3. セキュリティ対策に関する費用は、原則として、乙の負担とする。但し、個別契約成立 後のセキュリティ対策に関する指示書の更新内容につき、当該セキュリティ対策導入に 特段の費用を要する場合には、甲乙協議するものとする。

第10条 (成果物の納入)

- 1. 乙は、個別契約に基づき作成した制作物(以下「成果物」という)を、個別契約に定められた納期までに甲乙合意した場所に納入するものとする。
- 2. 乙は、前項の納期までに成果物を甲に納入することができないおそれがある場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合の納期延長の有無又は変更後の納期等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第11条(危険負担)

- 1. 成果物の納入前に、甲の責に帰さない事由により成果物の全部又は一部が滅失、毀損、 変質等した場合は、これによる一切の損害は乙の負担とし、成果物の納入後に、乙の責 に帰さない事由により成果物の全部又は一部が滅失、毀損、変質等した場合は、これに よる一切の損害は甲の負担とする。
- 2. 乙が、第10条第1項に基づき成果物を納入したにもかかわらず、甲が受領を拒絶し又は受領することができない場合、成果物の危険負担は乙から甲に移転するものとする。

第12条(検収)

- 1. 乙が成果物を納入したとき、甲は、速やかに検収を行い、その結果を乙に通知するものとし、当該検収結果の合格をもって納品が完了したものとする。
- 2. 甲による検収の結果、成果物に瑕疵があることが判明した場合、乙は、その責任において甲が指定する期日までに当該瑕疵を補修した上で再度納入し、甲の再検収を受けるものとする。当該再検収の合格をもって検収が完了するものとする。

第13条(委託料金及び支払方法)

- 1. 甲が乙に対し支払う委託料は、上記表のとおりとする。
- 2. 乙は、月末日締めで検収が完了した本件業務に関する委託料金に消費税相当額を加算した金額を記載した請求書を、翌月第2営業日正午までに甲に提出するものとする。なお、請求書の提出は、ファックス又は PDF データを添付した電子メールでも可とし、この場合は、当該請求書原本を同月10日までに甲に提出するものとする。
- 3. 甲は、前項に基づき乙より提出された請求書に記載された金額を個別契約に定められた支払条件及び方法で乙に支払うものとする。

第14条 (保証)

乙は甲に対し、成果物に関して次の事項を保証する。

- (1) 成果物が仕様書通りに開発されていること
- (2) 成果物がいかなる法律にも違反することなく、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと

(3) 成果物の性質上要求される十分なセキュリティ対策が施されていること

第15条(権利帰属)

- 1. 成果物をはじめ本件業務遂行上生じた著作権(著作権に関しては、著作権法第 27 条 (翻訳権、翻案権等)及び同第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) に定められた権利を含む。)又は実用新案権その他知的財産権(以下、総称して「知的財産権」という)は、検収が完了した時に、乙から甲へ移転するものとする。
- 2. 乙は、本契約により甲に納入した成果物に関して、著作者人格権を有する場合において も、これを行使しないものとする。
- 3. 本件業務遂行の過程で作成されたプログラム中、同種プログラムに共通に利用されるルーチン、モジュールに関して、乙が当該ルーチン、モジュールを利用し類似のプログラムを契約外第三者の為に作成することを無償で許諾するものとする。

第16条(契約不適合責任)

検収された成果物につき、甲の検収完了後 1 ヵ月以内に契約不適合が発見され、且つ、乙にその旨の通知がなされた場合、乙は、自己の責任と負担において当該契約不適合を補修するものとする。また、当該契約不適合により甲に損害が発生した場合、甲は、乙に当該損害を賠償請求することができるものとする。

第17条(禁止事項)

乙は、本契約有効期間中はもとより、本契約終了後も次の各号の事項を行ってはならない。 なお、第1号の規定は本契約終了後1年間有効に存続するものとする。

- (1) 本件業務に関し、直接又は甲以外の者を通じて、甲の事前承諾なく甲の顧客に接触すること
- (2) 乙による本件業務の遂行上生じた知的財産権に関して、甲の書面による事前承諾を得ることなく登録申請手続きを行うこと

第18条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、本契約の履行に伴い相手方から開示又は提供された開示者の営業上、財務上、技術上、その他業務上の一切の知識及び情報(以下「秘密情報」という)を、本契約の履行のためにのみ使用するものとし、且つ、かかる秘密情報を厳重に管理し保持する義務を負うものとし、相手方の事前承諾なく秘密情報の全部又は一部なりとも第三者に開示、漏洩してはならない。但し、甲においては必要な範囲内で会社計算規則第2条第3項第22号に定める関係会社に対して乙の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、甲は、本契約に定める秘密保持義務と同等の義務を当該開示先に対して課すものとし、当該開示先の行為について一切の責任を負うものとする。なお、本条において秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示を受けた当事者を「受領者」という。
- 2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、秘密情報から除外する。
- (1) 開示者より開示を受けた時点において既に公知となっていることを受領者が証明できるもの
- (2) 開示者より開示を受けた後に受領者の故意又は過失によらず公知となったことを受領者が証明できるもの
- (3) 開示者より開示を受ける前に受領者が自ら知得し又は秘密保持義務を負っていない第 三者より正当な手段により入手していたことを受領者が証明できるもの
- (4) 個人情報保護法第2条所定の個人情報 なお、個人情報の授受を行う場合、別途個人情報の取扱いに関する覚書を締結するも のとする。
- 3. 受領者は、開示者から書面による事前承諾を得た場合以外は、本契約の履行の目的に必要な範囲を超えて秘密情報を複製又は複写しない。なお、当該複製物についても秘密情報として取扱うものとする。
- 4. 受領者は、開示者から開示又は提供された秘密情報について、本件業務終了後又は開示

者からの要請があった場合、速やかに返却又は破棄するものとする。

5. 本条の定めは本契約終了後も3年間有効に存続するものとする。

第19条(情報の管理)

乙は、本件業務の存在、内容その他本件業務に関連する一切の情報について公表する(プレスリリース、ブログ、ホームページ等のサイト及びパンフレット、書籍等への掲載を含むが、これらに限られない。)場合は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。また、本件業務に関する情報を施錠可能な場所に保管する等、第三者に漏洩しないよう必要な措置を講ずるものとする。

第20条(注意義務)

- 1. 乙及び乙の業務従事者は、甲の機械、設備又は機材等の使用にあたっては、その保守等につき善良な管理者の注意をはらうものとする。
- 2. 乙の業務従事者が甲の提供する作業場所において業務に従事する場合、乙は、当該業務 従事者を指揮、監督して、甲の職場秩序を維持せしめるものとする。

第21条 (問題の解決)

甲及び乙は、本契約の履行にあたり、相手方又は第三者に人的、物的損害を与え、紛争を 生じせしめたときは、甲乙協議の上、これを処理解決するものとする。

第22条(不可抗力)

天災その他甲乙いずれかの責に帰さない事由によって、甲又は乙による本契約の履行が不能となった場合は、当該事由の存続する限り義務の履行を免れるものとし、甲及び乙はその後の取扱いについて協議の上、決定する。

第23条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より1ヶ月とする。但し、期間満了日の1週間前までに甲乙いずれからも契約解除の意思表示がないときは、当該契約と同一条件をもって引き続き1ヶ月継続するものとし、以後も同様とする。

第24条 (契約の解除)

前条にかかわらず、民法542条に定めるほか、甲又は乙が次の各号の一にでも該当した場合、相手方は、何らの通知、催告を要せず即時に本契約及び個別契約を解除することができるものとする。この場合、被解除者は、当該解除によって相手方に生じた損害を賠償する責を負うものとする。また、被解除者は、当該解除によって自己に生じた損害を相手方に賠償請求することはできないものとする。

- (1) 本契約及び個別契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお当該期間内に履行しないとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能となったとき又は手形交換所の不渡処分があったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分その他の強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算手続き等の開始の申立てがあったとき
- (5) 解散の決議がされたとき(合併による場合を除く)又は事業の全部若しくは重要な一 部の譲渡又は承継を行なおうとしたとき
- (6) 監督官庁より営業の許可取消又は停止の処分を受けたとき
- (7) その他資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難に なるおそれがあると認められるとき
- (8) 甲乙間の信頼関係を破壊し、取引継続を困難にすると認められる相当の事由を生じせしめたとき

第25条 (契約の解約)

1. 甲及び乙は、本契約及び個別契約の有効期間中といえども相手方に書面で通知すること

により、本契約又は個別契約を解約することができるものとする。なお、本契約を解約した場合、個別契約も当該本契約解約日に解約されるものとする。但し、個別契約でこれと異なる定めをすることは妨げない。

- 2. 本条に基づき、本契約又は個別契約の全部若しくは一部が解約されることとなった場合、 乙は、成果物(仕掛中の中途成果物も含む)を甲に対して引渡すものとする。また、甲 及び乙は、かかる成果物の費用及び報酬の精算について協議を行うものとする。
- 3. 本条に基づき、本契約又は個別契約の全部若しくは一部が解約されることとなった場合、 解約の申出を行った当事者は、相手方が被った損害を賠償するものとする。

第26条(損害賠償)

甲又は乙は、本契約又は個別契約に違反したこと、第24条各号の一にでも該当したこと 又は第25条に基づく解約権を行使したことにより相手方が損害を被った場合、本契約又は 個別契約の解除の有無にかかわらず、当該損害の全てを賠償する責任を負うものとする。

第27条(反社会的勢力ではないことの表明保証)

- 1. 甲及び乙は、暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに類する者(以下「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを相互に表明し、確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害 する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 前二項の確約に反して、甲又は乙が前二項各号の一にでも該当した場合、相手方は、何らの通知、催告を要せず即時に本契約及び個別契約を解除することができるものとする。この場合、被解除者は、当該解除によって相手方に生じた損害を賠償する責を負うものとする。また、被解除者は、当該解除によって自己に生じた損害を相手方に賠償請求することはできないものとする。
- 4. 甲又は乙が、本契約に関連して第三者と下請契約又は委託契約等(以下「関連契約」という)を締結し、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介する者が暴力団員等又は第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、相手方は、関連契約の締結当事者に対して、関連契約の解除等必要な措置を要求することができるものとし、要求された措置が講じられない場合は、本契約を解除することができる。

第28条(裁判管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第29条 (準拠法、法令・諸規則の遵守)

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、甲及び乙は、国内外の諸法令及び諸規則を遵守するものとする。

第30条(残存条項)

本契約終了後といえども、第14条乃至第19条、第26条、第27条第3項、及び第28条乃至第31条は有効に存続するものとする。

第31条(権利義務の譲渡等の禁止)

- 1. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約若しくは個別契約の契約上の地位又は本契約若しくは個別契約に基づく権利及び義務につき、第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならないものとする。
- 2. 前項に反して本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡する場合であっても、譲渡人は、譲受人に対して、事前に前項の譲渡禁止特約の存在を通知しなければならない。

第32条(協議)

本契約及び個別契約の各条項に記載のない事項並びに契約内容又は契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義誠実の原則に基づき、甲乙協議の上、解決するものとする。

第33条(言語)

本契約に関して日本語以外の翻訳文が甲又は乙により作成された場合でも、本契約の解釈は日本語の契約書(本書)に従って行うものとする。

第34条 (完全合意)

本契約は、本件業務の業務委託取引に関する甲乙間の完全なる了解及び合意を構成し、口頭・書面を問わず、本契約の主要な事項に関し甲乙間でなされた過去及び現在のすべての表明、了解、合意又は意思表示に優先する。

本契約成立の証として本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本 契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷し た文書はその写しとする。